

岩手県告示第570号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和6年11月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 区域名 平井賀1号
 - (2) 指定の区域 下閉伊郡田野畑村羅賀（別紙図面のとおり。）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4) 土砂災害特別警戒区域に係る(3)の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおり。
- 2 (1) 区域名 平井賀2号
 - (2) 指定の区域 下閉伊郡田野畑村羅賀（別紙図面のとおり。）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4) 土砂災害特別警戒区域に係る(3)の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおり。
- 3 (1) 区域名 明戸6号
 - (2) 指定の区域 下閉伊郡田野畑村明戸（別紙図面のとおり。）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4) 土砂災害特別警戒区域に係る(3)の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおり。
- 4 (1) 区域名 嶋越9号
 - (2) 指定の区域 下閉伊郡田野畑村松前沢（別紙図面のとおり。）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4) 土砂災害特別警戒区域に係る(3)の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおり。
- 5 (1) 区域名 嶋越7号
 - (2) 指定の区域 下閉伊郡田野畑村島越（別紙図面のとおり。）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4) 土砂災害特別警戒区域に係る(3)の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおり。
- 6 (1) 区域名 嶋越3号
 - (2) 指定の区域 下閉伊郡田野畑村島越（別紙図面のとおり。）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4) 土砂災害特別警戒区域に係る(3)の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおり。
- 7 (1) 区域名 和野1
 - (2) 指定の区域 下閉伊郡田野畑村和野（別紙図面のとおり。）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4) 土砂災害特別警戒区域に係る(3)の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおり。
- 8 (1) 区域名 ツチハシライ沢

- (2) 指定の区域 下閉伊郡田野畑村姫松（別紙図面のとおりに。）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (4) 土砂災害特別警戒区域に係る(3)の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおりに。

9(1) 区域名 大芦の沢

- (2) 指定の区域 下閉伊郡田野畑村浜岩泉（別紙図面のとおりに。）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (4) 土砂災害特別警戒区域に係る(3)の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおりに。

10(1) 区域名 沼袋の沢3

- (2) 指定の区域 下閉伊郡田野畑村沼袋（別紙図面のとおりに。）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (4) 土砂災害特別警戒区域に係る(3)の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおりに。

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター並びに田野畑村役場に備えておいて縦覧に供する。